



島根県報

平成30年11月13日（火）

第3,057号

（毎週火・金曜日発行）

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

身体障害者福祉法の規定による医師の指定	(障がい福祉課)	2
土地改良区の定款変更の認可	(農村整備課)	2
保安林予定森林	(森林整備課)	2
大規模小売店舗立地法の規定による大規模小売店舗新設の届出	(中小企業課)	3
急傾斜地崩壊危険区域の指定	(砂防課)	4

【公 告】

公共測量の実施	(技術管理課)	5
---------	---------	---

告 示**島根県告示第715号**

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の医師を次のとおり指定したので、身体障害者福祉法施行細則（昭和34年島根県規則第17号）第2条の規定により告示する。

平成30年11月13日

島根県知事 溝 口 善兵衛

医師の氏名	診療科目	従事する医療機関		指定年月日
		名 称	所 在 地	
稲垣 諭史	神経内科	島根大学医学部附属病院	出雲市塩冶町89-1	平成30年10月31日

島根県告示第716号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、大田市久手町土地改良区の定款変更を平成30年11月5日付けで認可したので、同条第3項の規定により告示する。

平成30年11月13日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県告示第717号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成30年11月13日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 保安林予定森林の所在場所

益田市久々茂町イ899からイ901まで、イ902甲、イ902乙、イ903、イ903続1、イ904、イ905、イ905続1、イ906、イ907-1、イ907続1、イ907-2、イ907続2、イ908、イ908続1、イ908内1、イ909、イ910甲、イ910乙、イ910-1、イ910甲続1、イ910-2、イ911からイ913まで、イ913-1、イ913続2、イ914甲、イ914-1、イ914甲続1、イ914甲続3、イ914甲続4、イ915、イ915続1、イ916、イ916続1、イ917、イ917続1、イ918、イ918続1からイ918続3まで、イ919、イ920-1、イ920-2、イ921-1、イ921-2、イ922、イ1496-1、イ1496-2、イ1497からイ1499まで、イ1499-1、イ1500-1、イ1500-2、イ1501-1、イ1501内1、イ1501-2、イ1502-1からイ1502-3まで、イ1503-1からイ1503-4まで、イ1504-1、イ1504内2、イ1504-3からイ1504-5まで、イ1505-1からイ1505-4まで、イ1506-1、イ1507-1、イ1507-2、イ1508-1からイ1508-3まで、イ1509-1、イ1509-2、イ1510、イ1810からイ1812まで、イ1841

2 指定の目的

水源の涵養^{かん}

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

- ウ 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び益田市役所に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第718号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定による届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり告示し、関係書類を縦覧に供する。

なお、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この告示の日から4月以内に、次の4に定めるところにより意見を述べることができる。

平成30年11月13日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

(仮称) ドラッグコスモス東津田店 島根県松江市東津田町1241番1外

(2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名並びに住所

株式会社コスモス薬品 代表取締役 横山 英昭 福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号

(3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び代表者の氏名並びに住所

株式会社コスモス薬品 代表取締役 横山 英昭 福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号

(4) 大規模小売店舗の新設をする日

平成31年7月1日

(5) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

1,329平方メートル

(6) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

ア 駐車場の位置及び収容台数

57台（建物敷地内）

イ 駐輪場の位置及び収容台数

32台（建物内東側）

ウ 荷さばき施設の位置及び面積

50平方メートル（建物西側）

エ 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

10.24立方メートル（建物内南側）

(7) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

午前9時から午後10時まで

イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前8時30分から午後10時30分まで

ウ 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

2か所（建物敷地北側及び西側）

エ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

24時間

2 届出年月日

平成30年10月31日

3 届出及び添付書類の縦覧場所

松江市産業経済部商工企画課（松江市末次町86番地）

4 意見書の提出先、意見書に記載すべき事項等

(1) 意見書の提出先

松江市殿町1番地 島根県商工労働部中小企業課

(2) 意見書に記載すべき事項

ア 氏名及び住所（団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び住所、法人にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

イ アの記載事項についての公表の意思の有無

ウ 意見書の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地

エ 意見の内容

オ 意見を述べる理由

(3) その他

意見書に記載する氏名は、自署によること。

島根県告示第719号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次に掲げる土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定するので、同条第3項の規定により告示する。

平成30年11月13日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 (1) 区域の名称 坂根

(2) 土地の表示

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から7号までを順次に結んだ線及び標柱1号と7号を結んだ線により囲まれた区域

所 在 及 び 地 番	標 柱 番 号
仁多郡奥出雲町上阿井509番4	1号
〃 517番1	2号から4号まで
〃 516番	5号及び6号
〃 509番4地先道	7号

2 (1) 区域の名称 荒磯

(2) 土地の表示

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から12号までを順次に結んだ線及び標柱1号と12号を結んだ線により囲まれた区域

所 在 及 び 地 番	標 柱 番 号
益田市西平原町1478番1	1号及び2号
〃 1019番	3号
〃 1020番1	4号及び7号
〃 1020番1地先道路敷	5号及び6号
〃 1022番	8号
〃 1020番2	9号

”	1020番3	10号
”	1478番3	11号
”	1478番2	12号

3(1) 区域の名称 後溢

(2) 土地の表示

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から25号までを順次に結んだ線及び標柱1号と25号を結んだ線により囲まれた区域

所 在 及 び 地 番	標 柱 番 号
益田市土田町527番1	1号
” 528番内1	2号
” 529番	3号
” 528番内2	4号
” 531番	5号から8号まで
” 577番内5	9号及び10号
” 576番	11号及び12号
” 997番	13号
” 577番2	14号
” 578番	15号から17号まで
” 530番2	18号から20号まで
” 523番12	21号
” 528番6	22号
” 528番5	23号から25号まで

4(1) 区域の名称 土田浜（追加）

(2) 土地の表示

昭和59年島根県告示第433号（以下「告示」という。）で指定した標柱11号と12号を結んだ線、告示で指定した標柱11号と次に掲げる地番の土地に存する標柱14号を結んだ線、標柱14号から17号までを順次に結んだ線及び告示で指定した標柱12号と次に掲げる地番の土地に存する標柱17号を結んだ線により囲まれた区域

所 在 及 び 地 番	標 柱 番 号
益田市土田町536番	14号
” 737番1	15号
” 736番5	16号
” 535番内1	17号

公 告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量の実施について国土交通省中国地方整備局浜田河川国道事務所長から次のとおり通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

平成30年11月13日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 作業種類

公共測量（3級水準測量）

2 作業期間

平成30年11月1日から平成31年2月28日まで

3 作業地域

邑智郡美郷町、邑南町